

人権の国際化と

日本の子どもたち

にいがた県民教育研究所所長

八木 三男

一、子どもの問題の中心課題はなにか

現在の世界の子どもの問題の中心課題は、第一に、ソマリア等に代表される主として発展途上国における内線や飢餓や疾病から子どもをどう救済するかという問題であり、第二は、「子どもの権利条約」に見られるような、国際的に合意された子どもの権利の基準にあわせて、それぞれの国が国内の子どもの状況をどう改善していくか、という問題です。

子どもの状況の救済や改善の問題が、国際的にも国内的にも最優先課題であることは、ユニセフ（国連児童基金）の『世界子供白書』（一九九〇年版）が、「文

明の核心は弱いものや未来を守ることにある。子どもは環境と同じように弱く、しかもそれ自体が未来なのである」といい、一九九〇年の「子どものための世界サミット」の「行動計画」が「子ども最優先の原則」をかかげて「すべての国、そして最終的には人間の文明の存続・安定そして発展は、子どもの保護と発達に依存しているので、子どもの保護と発達という目標よりも高い優先順位を与えられるに値する課題はあり得ない」といっているのとおりです。

子どもを最優先する課題は人類の文明の未来に関わる基本問題であると同時に、現実の緊急課題であり、その国にとっては国内政治のありようを規定する根本



問題でもあります。

したがって、それはそのまま日本国民が日本の政治をどうするかという問題に関わってきます。ポスト冷戦においてもアメリカに追隨して軍事力を増強しつつ、国際貢献と称して軍事的貢献を主眼とする日本の政治のありようが問われています。憲法の問題からは当然、目は世界の子どもたちに向けられなければならず、学校教育の内容としても、そのような国際的観点が必要不可欠です。また、学歴・効率や企業の利益優先ではなく、日本の子どもの権利や生活の改善の問題を、子どもたちの権利の国際的基準にあわせて再検討しなければならぬと思います。

第一、内線や飢餓・疾病等に苦しむ世界の子どもたちの救済

『世界子供白書』（一九九三年版）によると、発展途上国では栄養不良や病気（はしか・下痢・肺炎）で毎週二五万人の子どもの命が失われています。それらの救済はもちろん、食料や水、保健、基礎教育など、子どもをはじめとしてすべての住民の環境を基本的に改善するに必要な「基本的ニーズ」のための今後一〇年間の費用は、追加分として年間二五〇億米ドル（約三兆二五〇〇億円）あれば足りるといいます。それは

東京から神戸までの新しい高速自動車道の費用よりかなり安い金額だといわれています。しかし、「現在のところ先進工業国が、それだけの資金を追加援助するという明らかな兆候はみられない。援助は引き続き停滞している」です。それを、『世界子供白書』は「スキャンダルにも等しい」と激しく非難しました。

しかし、『白書』はさらに、発展途上国は、「悲劇だけが演じられる舞台」ではなく、「あらゆる後退にもかかわらず過去五〇年間に、それまでの二〇〇〇年を上回る進展があった」とし、だから、いまや支援のための「明らかな機会の時代なのだ」と力強く呼びかけています。「必要な資源が生みだされず、今後、何年かの間に貧困や栄養不良、非識字、病気の最悪の局面が克服されないとすれば、その理由はいまやそれが不可能なためではなく、それが優先されないためであることは明かである。」

第二、子どもの人権の国際化

一九八九年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、一九九二年九月現在で一二二の国が批准しています。日本は今通常国会で批准する予定です。

子どもにも基本的な人権や市民的権利を保障したこの「権利条約」によって、子どもの人権の問題が一気に

国際化しました。子どもの意見表明権や遊びの権利の保障、子どもの精神的な発達に優先的に対応する主体としての親の、子どもに対する第一次養育責任とそれを果たせない場合の国の責任等、子どもの生存・発達・保護・参加にかかわる権利が詳細かつ包括的に規定され、「世界人権宣言以来の包括的な人権体系をなしている」(ユニセフ関係文書、永井憲一編『子どもの権利条約の研究』、法大出版局、一九九二年)といわれています。また「条約」であるために、それに合わせて締約国の国内法の改正が行なわれる手筈になっています(ただし、日本政府はそれに伴う法改正も予算措置もしないといっています)。

各国元首が出席した一九九〇年の「子どものための世界サミット」において、各国は二〇〇〇年にいたる「子ども最優先の原則」に則った「行動計画」の作成を約束しました(外務省は一応作成したが、関係者と協議もなくしかも非公開)。また、一九九二年ブラジルで開催された「地球サミット」(環境と開発に関する国連会議)の「行動計画」(アジェンダ21)は、その第二章で、各国が「子どもの権利条約」を批准、実施すること、環境や開発に関わるすべての政策や戦略のなかに子どもに関する項目を組み込む、等のことを約束しました(宮沢首相はビデオ参加して嘲笑されました)。

ました)。

(1) 「子どもの権利委員会」

(a Committee on the Rights of the Child)

昨年の暮れもおしつまってからわたくしの友人たちが話しあって、若い研究者のひとりを、一月二日からジュネーブで三週間にわたって開かれる国連の「子どもの権利委員会」第三会期の傍聴に派遣しようじゃないかということになり、わたくしも派遣費用のいくばくかを拠出しました。

この委員会は、「子どもの権利条約」を批准した国々の国連への報告書を審査するためのもので、条約上の義務の履行を監視する機関です(「条約」四三条)。二回の準備的会期を経て、この第三会期から締約国政府からの報告書の審査が始まります。この委員会は一〇人の専門家で構成され、それぞれは選出国の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行します。

「条約」(四四条)によれば、批准国は批准後二年以内に、その後は五年ごとに、その国が条約を遵守するためにとった措置や、さらに、それらの「権利の享受についてもたらされた進歩」の具体的な状況、条約の義務を果たすうえで直面した困難について、国連への報告が義務づけられています。とくに「権利の享受

についての進歩」は、その具体的叙述が要請されており、人権規約の報告にみられるような従来の日本の報告レベル（後述）ではとても間にあわず、注目したいところです。

傍聴した世取山洋介氏の報告（日本教育法学会ニュース）六六号、二月（二五日）によれば、今会期で審査の対象になったのは、ボリビア、スウェーデン、ベトナム、エジプト、スーダン、ロシアの六ヶ国です。彼によれば、締約国の実施義務の内容は、条約にあわせて国内法の整備義務に限定されず、より広い立法政策的措置、さらに社会政策的諸措置までが報告審査の対象となるといわれます。委員会は、締約国による義務の実施にともなう「障害」（四四二条二項）を見極め、代替的措置を締約国との対話によって多面的に探ろうとする誠実な姿勢を示している、と彼はいつています。委員会は審査ののち、締約国や国連総会に対して提案と一般的勧告を行ないます。一九九二年末までに五七ヶ国、九三年末までに四五ヶ国の報告が提出されることになっています。いまや、その国の子どもたちの権利状況が全世界の審査を受けるようになりました。かりに、日本が今年すなわち一九九三年に批准したとして、一九九五年には、日本政府の報告が国際的な検討の対象になります。

それだけではなく、報告した国のNGO（非政府団体、たとえば弁護士会など）が、政府に批判的な報告（counter report）を委員会に提出できることになっています。第四五条で規定される「その他の資格ある団体」が主として国連NGOを念頭においていることは明らかであり、同委員会もNGOからの感情的でない正確な情報をきわめて重視しているといわれます。それは、締約国の報告が必ずしも正確であるとは限らないからです。

とくに、日本政府が人権規約（市民的および政治的権利に関する国際規約「B規約」）に基づいて提出した第三回報告（一九九一年一月）は、具体性を欠き、抽象的な美辞麗句にあふれ、日本があたかも「人権模範国」であるかのような描き方をしています。たとえば、「外国人の権利については、…憲法の精神に照らし…基本的人権の享有は保障され、内国民待遇は確保されている」「内閣総理大臣を本部長として、全省庁の事務次官を構成員とする婦人問題企画推進本部が、…婦人の地位向上のための行動計画を策定し、それにそって婦人関係施策が推進されている」「刑事訴訟法は、…任意にされたものではない疑いのある自白は証拠とすることができないとし、このような行為が行なわれることのないように証拠法の面からも保障してい

る」といった具合に、すべてが法的たてまえが記されるだけで、実態はなにひとつ分からないようになっていきます。

教育問題でも同じことです。体罰については、法禁されているにもかかわらず、「実際の学校現場では、教師による体罰が行なわれているケースがみられる」としたうえで、法務省の人権擁護機関は「関係者からの『申告』や新聞・雑誌等から『情報』を得た場合」、関係方面に「啓発」「説諭」「勧告」や「要望」等の措置をとり、指導の充実に努めている。法務省の人権擁護機関が受理した体罰事件の件数は一九八七年一四六件、八八年一三三、八九年一一三、九〇年一二二である、といった具合です。

これでは、体罰は皆無ではないものの、学校はきわめて平穏ですべてがうまくいっている、というに等しく、暗数が膨大で実体を反映しない数字をわざわざ示すところなどは、ほとんど詐術的叙述になっています。体罰がきわめて日常的で、小中学校の児童・生徒の半数以上が体罰を経験しているといわれ、さらに死者まででている、裁判所までが事実上学校における体罰を「教育」の名で容認している、といったほとんど国民周知の事実をかくして、「指導の充実に努めている」とすまし顔でいっているのです。

しかし、いままで国際的には「人権模範国」の実態に疑いもたれていても、正確な反証がえられないできました。近年、日本の市民団体が counter report を提出するようになって、ようやく日本の代用監獄やアイヌ民族差別の問題等が国際的関心を集めるようになりました。

ちなみに、日本政府は二つの人権規約、B規約とA規約（経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約）は批准していますが、「B規約第一選択議定書」は批准していません。この「議定書」では、権利侵害にあった個人の申し立て通報手続きを定めており、日本国民だけでなく、在留外国人も日本における人権侵害を訴えることができるようになります。そうなれば、最高裁で却下された事件でも国連に持ち込まれることもあり得ます。

以上のようなことから、国連は「人権規約」の政府報告を、その国の人権組織やNGOと協議してつくるように勧告しており、西ヨーロッパの諸国の多くはそのとおり実践していますが、日本政府は密室で極秘裡につくり、人権組織が問い合せても、提出・発表の予定も答えない始末です。実際に、この報告書は市販されていないために、わたくしはわざわざ外務省の人権難民課に申し込んで、はじめて入手できました。

子どもの権利委員会でも報告書作成のガイドラインを定め、作成過程が密室ではなく、公衆の参加と公開の促進が原則であるとし、正確な報告書の作成を促しています。つまり、報告書作成段階における市民団体の参加を促しているわけです。ただし、「子どもの権利条約」は権利侵害に関する個人通報制度を設けていません。

こうして、原理的にも実際のにも子ども問題専門の国連、政府、NGO等による国際的共同ができつつあるわけです。日本の国内の子どもの問題でも、早急に国連段階に相応する国内討議の共同の場が必要になってきました。さらに、具体的な子どもの権利保障、たとえば次に述べる子どもの「意見表明権」についても、学校や地域で検討をはじめるべきだと思います。

(2) 子どもや親の「意見表明」や「参加」のための制度的保障

「子どもの権利条約」は第二二条で、子どもの意見表明権の保障をいっています。「その子どもに影響を与えるすべての事柄について」つまり、事柄によって制限を受けることなく、「司法的・行政的手続き」を通して、子どもの意見を聞く制度的保障です。この保障は、「子どもが、十分に社会の中で個人としての生

活を送れるようにす」(前文)るためであり、「子どもの権利条約」は子どもの養育目標をその自律性や社会性の陶冶においています。

また、前述した子どもの養育および発達に対する親の第一次責任とは、子どもが自分の権利を行使するにあたっては、親が「子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行なう責任、権利および義務」をもっているということです。締約国はそれを「尊重」しなければなりません(第五条)。

子どもの意見表明権の保障について、もう少し述べておきます。一二条は、前述した「事柄」について「自由に自己の見解を表明する権利の保障」をいっています。これは、子どもが意見を表明するにあたって、だれからも不当な制限や干渉を受けないという意味です。また、意見表明する子どもについて、「自己の見解をまとめる力のある子ども」とあり、一見、権利主体に年齢や成熟度による制限があるように見えますが、「その年齢および成熟に従い、正当に重視される」とあり、その子どもの年齢や成熟に相応しい重みが与えられるということです。

以上のような「子どもの意見表明権」の保障は、むしろ子どもの意見によって事柄が決まることを意味せず、藪本知二氏がいうように、①判断者の独断の回避

②判断者の知り得ない情報の収集③事態の多面的・多角的把握等のためであることは明らかです（『子どもの権利条約の研究』所収載本知二論文を参照。法政大出版局、一九九二年）。

しかし、すぐあとで述べる「学校会議」等で保障される子どもの権利は、きわめて実体的な権利であり、大人と共同の討議に参加する等の権利の保障が、一定の年齢に達した子どもとの発達にとってきわめて大切であり、それが国際的な動向であることを示しています。また、それは「教育への権利」を指定し、子どもの人格、才能や精神的能力を最大限可能なまで発達させることを教育の目的として宣言した「権利条約」の発展方向であることは確実です。

欧米では一九七〇年代にはとんどの先進国で、ロシアでも一九八八年に、子どもと親と教師による「学校会議」が法定され、親や子どもたちが学校の教育方針の策定とその具体化、カリキュラム・教科書の採択・財政・管理職の任免等の討議に参加する道が開かれました。

アメリカのフロリダ州では、学校助言委員会の設置が義務づけられ、父母と地域住民が教科書の採択の討議などに参加します。ドイツでは、一九七〇年と七三年に「教師・生徒・父母三者による学校自治の強化と

教育行政への参加」が法定され、三者によって校則・教科書・校長教頭の任命の発議が審議されます。ロシアでは校長・教職員の適格審査、財政等が審議され、しかも、制度的に教師主導の会議運営ができないようになっていきます。

しかし、これらの「学校会議」等の実態は必ずしも分明ではなく、多くは形骸化しているといわれます。一昨年の当研究所のシンポジウムでシュテファン・フーク氏はドイツでは一部の学生運動家に参加しているにすぎないといい、学校問題にもかかわるボランティアによるイタリアの地域住民評議会でも、市民は必ずしも熱心ではないと聞いています。

しかし、これに対して、それらの法的保障がなにもなく、その可能性が法的には一切閉ざされているのが日本です。先進国では特異な国といえます。

昨年六月三日の衆院・文教委員会において坂本初中局長はつぎのように発言しました。「国際人権規約でも、これまでの判例でも、校則で一定の制限を加えることは認められており、基本的に考え直さなければならぬことはない。ただ、校則策定にあたって、児童・生徒一人ひとりを大事にして、自らの問題として議論して参加させることも、自主的に校則を守らせる観点から重要だ。」この発言は「重要だ」といった点で

多少の前進かもしれませんが、それも「守らせる観点から」にすぎず、相変わらずの管理主義です。

これまで文部省は一貫して、学校はその教育目的を達成するために、在学する児童生徒を規律する包括的機能をもっている（在学関係論）として、実際には学校内で学則や校則を事実上憲法のうえにたて、子どもの権利を抑圧してきました（『にいがたの教育情報』三二号の拙文を参照されたい）。しかし、最近では、在学関係論は堅持しながら、「子どもの権利条約」等の外圧と国民的な運動によって多少トーンダウンしているように見えます。坂本初中局長は同じ議会で、「権利条約」の一二条（意見表明権）について「法令改正する必要はない」としながらも、「退学処分や出席停止などの行政上の手続きにあたっては、生徒が弁明する機会を設けるよう指導して」といると発言しました。「権利条約」の公報活動についても、「教育に関連した部分が多いので、独自のものを作り、周知徹底を図りたい」といいました。

わたくしたちは、以上のような文部省の見解を積極的に捉えて、いま直ぐにでも学校で、校則の策定や懲戒における生徒の意見表明権の保障を制度化する活動を開始し、市民運動でも、文部省や自治体に「権利条約」の公報活動を積極的にするように要請することが肝

心だと思っています。「権利条約」の広報は批准しようがしまいが国際的な約束になっていきます。

二、日本の子どもたちの環境の改善の問題

以上のような、子どもの権利の国際的基準と先進諸国における子どもの権利の実際に照らして、日本の子どもや親がどんな状況におかれているか、最近の問題、主として学校五日制と業者テストの問題を中心に具体的に見ていきます。

(1) 学校五日制について

①父母と教師が共同する可能性

学校五日制は基本的には、子どもをもっとゆとり育てたいとする国民の要求です。それがそうでないように見えるのは、通産省や財界が主導して、国際的な圧力と生涯学習を含めた教育産業への企業の参入のために、学校や父母に上からおしつけたからです。文部省はあとから賛成しました。カリキュラムがそうっていないのがその証拠です。そのうえ、いつ月に休みが二回になるか、いつ完全な五日制になるかはつきりしません。五日制を規定する学校教育法施行規則四七条の改正の提案権は文部省にあり、教育行政上の責任も文部省にあります。

しかし文部省は、現場的な困難をすべて学校や地方行政におしつけています。最近改訂された指導要領（昨年から実施）によって、小学校の教科内容はかえって難解かつ過密になりました。計算問題ではタイムを競わせてさえるそうです。それを文部省は、そのまま五日制のなかで消化せよ、授業時数はいままでどおり確保せよ、といっているわけです。父母の完全週休二日制も進んでいません。無視されているのは子どもと父母と教師です。だから、基本的には、いまこそ教師（学校）と父母が共同してたたかう条件ができてつあると思うべきだと考えます。地方行政も巻きこむ必要があります。さしあたっての条件整備、たとえば

学童保育施設の充実、子どもの休日にあわせた親の土曜日有給休暇制度の確立のためのたたかいが必要です。学校五日制の問題では、たたかいを具体化する点で、父母と教師の共同がいままでにない局面を開く可能性がでてきました。

②学校は父母や子どもたちと相談していません

全国連合小学校長会の「学校週五日制に関する調査」では、「保護者会や学年・学級保護者会で説明し、五日制の意義の理解や協力を求めた」が九六・九％に達し、「家庭教育の充実、保護者の意識改革の必要性を

説明した」も七七・三％ありました（『内外教育』、一九九二年一〇月二〇日）。ほとんどの学校で「説明会」は開いています。

「保護者の意識改革の必要性」などという言葉はわたくしには馴染めませんが、これは、文部省通知「学校週五日制の実施について」（平成四年三月二三日）の「学校五日制の趣旨と家庭の役割などについて保護者の意識の啓発を行なうこと」という文言を受けたものです。いずれにしろ保護者を「啓発」あるいは「啓蒙」するための「説明会」ということで、話し合いではないようです。また、相手も「保護者会」であって「PTA」ではないということでしょう。

だからこそというか、現実には、五日制でも今までどおりの時数を確保するために、学校は子どもや親と相談なしに、遠足や体育祭のような子どもが最も好む学校行事を切りすてて、学校から愉快をなくそうとしています。まるでエンデの『モモ』の灰色の男たちのように。

新潟県教委は、五日制を契機に小中学校では、「授業時数を確保するとともに、実質的な教育水準の維持向上を図る」ために、「学校行事及びゆとり時間の時間並びに学校裁量の時間等の教科等外の活動を見直し精選を図る」、「従来、各教科等外の活動として実施してい

たもので教科等の授業でも実施できるものは、これを精選する」(「学校週五日制についての基本的な考え方」、『新潟県教育月報』平成四年七月号)といっています。全国連合小学校長会(平成三年度「研究紀要」)は、学校でやっていた「端午の節句」や「七夕まつり」などは家庭や地域に返し、「写生会」「音楽会」「水泳大会」等はそれに見合う教科に位置づければ、行事を精選できるとしています。結局はやらないことになるのかも知れません。全国的には、「五日制月二回試行校」では「授業だけの学校になってしまう」傾向だそうです。学校行事などで、子どもたちや親と話しあうかどうかは教員の教育観の根本が問われる問題です。

では、見直す場合新潟県教委は親や子どもたちの意見を聞けといっているかというと、そうではありません。前記の文章では「これからの学校は、地域に開かれた学校として家庭や地域とともに歩んでいくという姿勢をもつことが極めて大切である」といっています。意見を書く視点はあります。『学校教育実践上の努力点』(県教委、平成三年度版)をみても「家庭や地域社会の学校運営等に対する建設的な意見に耳を傾け」ることが大切である。「積極的に働きかける」等とはいっても、対等に親と話しあう視点はありません。一貫して親や子どもは学校運営の外にあります。

しかし、最近では、教育行政も多少弱気になっています。たとえば、川崎市の「指導要録」開示の決定やその他の地域の運動もあり、文部大臣の非難談話にもかかわらず、文部省はすでに「指導要録」の学籍的部分と成績や行動の記録部分の保管年数を分離し、前者を従来どおり二〇年、後者を大幅に短縮して五年に改めました。新潟県の現場では、来たるべき開示の日のために「指導要録」に児童・生徒の悪いことは書かないようにという指導がはいつています(ただし、「指導要録」と進学の「調査書」は別の問題であり、書き方は別に討議する必要があります)。

このように、しかし、市民運動が少しずつ事態を開きつつあります。父母の意見を聞いてほしいという要求については、県教委も地域や父母の「学校運営等に対する建設的な意見に耳を傾け」ることが大切である、「積極的に働きかける」といっているのですから、それを頼りに奮闘する以外にありません。

③行政の対応

最近の村上市教育委員会の留守家庭児童実態調査(一九九二年)では、学校から帰っても「ほとんど」「いつでも」留守の家庭児童が一八%いることがわかりました(新潟市もほぼ同様の数値です)。それらの

子どもたちは、帰宅するほとんどが「自宅にいる」か「屋外で遊」んでいます。そのために、現在村上小学校区（留守家庭児童八八名、一六・五％）にひとっしかない学童保育所が、さらに南小（一五五名、二二・三％、用地は取得済、名称は児童館）、岩船小（五三名、一八・一％）、瀬波小学校区（六六名、二一・一％）にそれぞれ必要であると市長が議会で答弁しました。婦人団体の多少の運動はあったものの、行政の積極的な対応です。ただし、これは最低限必要な行政努力でしょう。

しかし、このような学童保育の増設の方向が、学校五日制と必ずしも自動的に結びつくとはかぎりません。現に、村上市では、従来どおり学校休業日・夏休みは閉館とし、したがって学校が休日になる土曜日にも閉館にすることを、市役所の課長会議で決めています。方針は文書にはなっていないせん。

一九九一年の人事院勧告にもなっていたされた東京都の「特別区閉庁問題検討委員会・中間報告(2)」は、児童数の減少、親の週休二日制の普及による土曜通所率の低下などから、保育所、学童保育、児童館についても次第に閉室の方向へむかうとのべたうえで、社会的影響を考慮しても、学童保育は「閉庁とすることが望ましい」が、各区ごとに対応するとしています（山

本由美「子育ての条件が悪化する」、「母と子」一九九二年七月号）。

一般に、厚生省でも県でも、保育所や学童保育の土曜閉所等の問題は各自自治体に任せ、格別の通達等は出してないらしいが、政府や県は「子どもの権利条約」第一八条三項の次の文言を銘記して、もっと積極的に働くべきではないでしょうか。「締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。」自治体はもっと親や子どもの意見を聴取すべきです。

(2) 行政のありようを子ども中心につくりかえる

日本の政治や行政が子どもたちの社会生活のための視点をもっていないため、地域に子どもたちのための施設がほとんど整備されていません。子どもたちの社会生活とは、自主的な遊びや学習が基本です。行政は意識的にその場所と施設と指導者を提供しなければなりません。

たとえば、新潟県立図書館に「子ども図書館」がないなどは論外に属します。特定の地域、この場合は新潟市の子どもが主として利用するために、県立の趣旨にあわないというのが主な理由らしいのです。しかし、それでは県立図書館が、市町村の「子ども図書館」を

バックアップできません。県全体にかかわる子どもの読書指導の研究も、「子ども図書館」の指導者に対する系統だった研修もできません。これらは、市町村の図書館をバックアップしなければならない県立図書館の重要な任務のひとつです。

最近のヨーロッパはよほど違ってきたといわれます。「子どものための世界サミット」の「行動計画」が提起した「子どもも最優先の原則」は、最近のヨーロッパにおける行政の現実のありようをも反映しています。たとえば、ロンドンでもミュンヘンでもボストンでもその町の子どもの遊びや学習のためのガイドブックや地図（子どもマップ）があるといえます。ヨーロッパの多くの町には、ほとんど公的なかたちでアドベンチャー・プレー・グラウンド（冒険あそび場）、「廃材あそび場」があり、プレーリーダーの指導のもとで、子どもたちが廃材やガラクタで遊具や小屋をつくる遊びをしています。子ども図書館・公園などの子どものための施設の整備が進んでいることはいうまでもありません。「都市が開発されればされるほど、子どものための自由な空間を数多くつくり出さねばならない」「子どものための施設だけでなく、公共施設はすべて子どもの施設と考える必要があるかもしれない」と仙田満氏はいいます（仙田満『子どもとあそび』岩波新

書、一九九二年）。

（3）文部省は責任を回避しています

学校五日制にしても、業者テストの偏差値による選抜の排除にしても、文部省は学歴主義、受験競争の抜本的改善の問題には触れず、それをもたらしただ自分の政策的失敗に対する反省がないために、かえって混乱を深める結果になっています。

たとえば、私立の進学中学校は必ずしも五日制を採用しておらず、かなり自由にカリキュラムを編成しているために、公立と私立の受験学力の落差がいつそう拡大しています。文部省は昨年通知をだして、必修教科の技術・家庭や音楽の代わりに英語や数学の時間を大幅に増やしている私立中学校があるとして、文部省基準を逸脱しないよう要請したほどです（「義務教育諸学校等に関する行政監察の結果に基づく勧告について」、二月一八日）。

また、業者テストによる偏差値で私立高校が合否をきめたり、授業時間に業者テストを実施するなどは、すぐやめなければなりません。文部省が厳しい指導によって業者テストを学校から排除することに成功しても、偏差値がなくなる保障はありません。校外で業者テストはいかなる偏差値を売りものにして、つい

には、中学校の進学・進路指導のほとんどを肩代わりするにいたるのではないだろうか。子どもと親とテスト業者あるいは塾の三者面談で受験高校を決めるようになると思います。深化しきった学歴主義や受験競争に立ちむかえるほどの気力もノーハウも学校には残されていないように見えます。

いまや、所管の学校を支配してきた公式的な文部省的教育基準はいっそう相対化・無力化しました。それは文部省や自治体行政みずからがその基準を破っているからです。一方、私立学校では、学歴主義・受験競争のための再編・強化が大都市圏を中心にいちじるしく進み、成績優秀者のほとんどが私立にいくために、公立中学校はもはや空洞化しています。

最近の『新潟日報』（二月二四日）によると、南魚沼大和町にある今年度発足したばかりの県立国際情報高校では、「国際情報」とはあまり関係ない極端な大学受験指導（比較的自由なカリキュラム、毎日テスト、毎日事実上の七時間授業）と管理教育（「宅習記録」の提出）によって、一年生の大学模試の成績が、新潟高校についてすでに二位になったとあります。遠からず一位になるでしょう。

これは県が普通高校では思う存分に受験指導ができないために、全県一学区の特殊高校（普通高校は一学

級定員四五人、この学校は四〇人）をつくったものです。これで、県立国際情報高校は全県から成績最優秀な生徒を集めることができます。新潟県の中学校の偏差値による受験指導に新しい要素が加わりました。全県一学区の進学校ですから、進路指導には正確な偏差値による基準が必要になり、県の教育行政が自ら偏差値による選抜を全県的に助長することになるのではないだろうか。

三、子どもの自律性と社会性

(1)五日制に子どもはどう反応したか

山口高校（山口県・進学校）は、①四週六休②他の曜日に授業を上乗せしない③出校土曜日に教科・科目を実施しない、一九九〇年からの学校週五日制の試行校です。昨年七月の調査によると、「完全週五日制」をよいとしたものが五八・七％を占めました。休日土曜日の過ごし方では、二つ選択で「自由にすごす」が五三・九％、「自宅や図書館で自習する」が四八・九％と他を引きはなし、過ごし方について学校から干渉されたくない「個人に任せてもらいたい」（五五・三％）が他を圧倒しました。保護者の「学力が低下し、進学等に影響がでる」不安は調査ごとに三八％、三一

%と減り、その調査では9%になりました(『内外教育』一九九二年一月二四日)。

文部省の最初の土曜休業日(九月二二日)についての「学校外活動調査」(一一月二〇日、一六都道府県、幼・小・中・高校等八千人)によれば、小学生は家族と「遊び」「ゲーム」が多く、「習い事」「買い物」がつづき、「学習塾」は極めて少ない。中・高校生では、一人で「休養」が他を圧倒し、次いで「テレビ」が多く、「部活動」「買物」等がつづきます。

秋田県教委の「土曜休業日をどう過ごしたいか」という願望調査では、「友達と遊びたい」が小学校三年生四七・〇%、五年生六六・四%、中学二年生六六・七%と最も多く、大人が主導する「地域でのスポーツ・レクリエーション」への参加は、それぞれ三・〇%、四・八%、〇・八%と極めて消極的あるいは否定的でした(『内外教育』一九九二年一〇月三〇日)。

以上の調査からわかることは、子どもたちがもっている自分の休日を自分の好きなように過ごしたいという強烈な願望です。この場合「休養」も「遊び」も同じとみてよさそうです。自主的な勉強が最も習慣化していると思われる大学進学校の生徒も、他の幼い子どもたちも、それは寸分も違わないということです。子どもは自分で管理できる時間をもっと多くもちたいとい

考えています。

(2) 自分で管理できる時間があればそれでよいのか

子どもの遊びが、基本的にはかつてより小さな集団による遊びあるいは一人遊びになったといわれます。一人遊びはいま措くとして、小集団についていえば、その方がそれぞれの個性や意見を配慮しあえる、気心の知れた居心地よさがあるからだともいえます。その点では子どもの感覚がよほど大人のそれに近づいたといえるでしょう。

しかし、現実の子どもの生活はたいへん忙しく、相互に予約しあわないと時間を調整できないといわれます。密度の高い学校のカリキュラム、塾や習いごと、厳しい受験勉強などに時間をとられるからです。子どもたちがたいへん疲れているように見えるのは、自分で管理できる時間が少なすぎるという問題もありますが、個人的力量が直接試されるレベルの生活、つまりは競争的生活に日常的にさらされているために、常に自己点検せざるをえないからだと思います。これは、実体としては競争が常態である大人の現実の生活と同じです。

「ゆとりのある教育」「ゆとりのある生活」というのは、一言でいえば「豊かな」教育とか生活をいうのだ

と思いますが、「豊かさ」をかりに「人間らしさ」といいかえてみると、経済的はむしろのこと時間が多くあればそれでよいということには必ずしもなりません。その自由な時間に、自由な意志によってどのくらいの精神性と社会性をもたせることができるかという問題です。

(3) 子どもの自律性と社会性

かつてマルクスは、「時間は人間の発達の間である」(『賃金・価格・利潤』)といい、工場法すなわち一〇時間労働法の制定、労働時間の制限と短縮が、労働者を自分自身の時間の主人公にし、個人の自由な精神的・社会的活動(政治的・文化的機能も)に利用しうる時間を、それはとりもなおさず人間発達への手がかりですが、労働者階級のものにしたといいました。しかし、一五〇年後のいまになっても自分の時間をもてない労働者がたくさんいます。

またマルクスには、「大工場は……部分個人のかわりに……全体的に発達した個人をもつてくることを、一つの生死の問題にする」(『資本論』第一巻)という有名な命題があります。典型的には現在の日本に、すぐれて技術水準の高い、視野の広い、自治能力の高い労働者が多数育っていますが、それらの人々が市民運

動や社会運動のなかで指導的な役割をはたす場面はきわめて少なく、多くは企業の利潤追求のワクのなかに閉じこめられています。

こうして、基本的には現代日本の労働者は、きわめて高い能力水準をもちながら、個人の自由な精神的・社会的活動のための自分の時間をもてないでいるのが実態です。

一方、マルクスは、一貫して、「人間の本性」について探求しました。このテーマは鈴木茂(立命館大教授、一九八七年死亡)が「理性と人間」(文理閣、一九八八年)のなかで説得的に説明しています。不変の「類的本質」とは人間の自由な意識的活動であり、それは社会的共同にはかならないということです。そして、人類史の全過程をこの人間の普遍的本性すなわち社会的共同の成熟・成長の過程ととらえています。

いま、わたくしは、自分自身の時間の主人公としての個人、全体的に発達した個人、人間の普遍的本性すなわち社会的共同の成熟・成長の過程にある個人の問題のほかに、人類史の成熟・発展のなかで合意され、世界的に保障されつつある人間の権利の問題、とくに政治的社会的「参加」の問題を重視したいと思います。日本の子どもは、欧米人からみて一般に幼く、意見をいわないといわれます。事実、精神性も社会性も政

治性も劣っているように見えます。

ゲームや団体競技あるいは子どもだけの遊びの集団のなかで、基本的には子どもの人間性や社会性が育まれるわけですが、それらの子どもの日常生活における連帯や協力から一歩進めて、もっと積極的に子どもに大人も老人もいる自然な集団すなわち普通の市民社会のなかで、なんらかの社会的役割を負わせることが必要ではないでしょうか。そうすることによって始めて、全体的に発達した権利も義務も自覚できる自律性と社会性をもった個人に成長する可能性がでてくるのだと思います。そのためには「子どもの権利条約」第一二条がいうように「その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障」し、「その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正當に重視される」必要があります。

たとえばある生徒が友だちを代表して、「学校会議」で学校の教育方針や運営方針を、大人と本気になって討議する、あるいは、フランスの中学校の成績会議（校長・担任・PTA役員二名・生徒男女各一名で構成）で友達を弁護する（小島伸恵、『にいがたの教育情報』No.三一、一九九二年）など、継続的な現実の生活や運営のなかでの社会的共同ができれば、自分が人

の役にたっているという極めて人間のかつ現実的な喜びを味わうことができます。

これは大人でも同じです。親が学校の五日制の説明会で「家庭教育の充実、保護者の意識改革の必要性」を説教され、事実として学校という共同から排除されるのでは、子どもの「第一次養育責任者」とはいえません。学校運営や教育方針の討議に参加することによって、いっそう人間的な喜びを感じます。

日本の社会では、このような局面があまりにも少なすぎるように思います。子どもや親の権利の問題としても、これがその発展方向だと思います。こうして相互に、子どもは大人を、大人は子どもを考えることができるようになります。これをマルクスは人間の自由な意識的活動といいました。権利のための闘争はもとより人間をとりもどすためのたたかいです。

